

第 24 回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時 平成 23 年 11 月 21 日 (月)

午後 2 時 30 分から

場所 市役所第一庁舎 3 階 会議室 1

議事

(1) 長野市都市内分権審議会の公開について

意見なし

(2) 住民活動フォーラム 2011 の報告について

意見なし

(3) 平成 22 年度住民自治協議会の活動・決算等に関する総括について

Q1. 住民自治協議会を対象にアンケートをしたのは初めてでしたか。

A1. このように実施したのは初めてでございます。

Q2. 仔細に聞いていただいているのは分かるんですが、住民自治協議会が正式に発足して 2 年経過する状況の中で、それ以前から発足していた地区はありますが、従前と比較して住民自治協議会ができたことによる地域の受け止め方というか、住民自治協議会そのものの評価も必要で、タイミングを考えて是非、聞いていただきたいということ。それから、私も審議会委員としては住民自治協議会は地域で評価され、次第に定着していくものだと思っておりますが、地域の評価なのかどうか、やはり検証していかなければいけないと思っております。アンケートを行う際に、総論的な住民自治協議会に対する現在の評価と、地域として住民自治協議会に対してどういう課題を抱えているかが分かるような調査をしてほしいという要望を持っていますので、よろしくお願いします。

A2. 参考にさせていただきます。

Q3. 今回実施した中でも、今のご要望に一部でも応えられるような、例えば自由解答欄ですとか、何かございませんか。いずれにしましても、今後実施する場合には、今の観点を織り交ぜて実施していただければ良いのかなと思います。

A3. 問 12 で、現在困っていること、課題となっていることを箇条書きで記載してくださいという質問をしまして、回答をいただいておりますので、この辺も参考にはなるのかなと思います。参考にさせていただき継続的にやっていきたいと思っております。

(4) 地域いきいき運営交付金に含める（一括交付金化）補助金等について

Q1. スポーツ事業補助金が地域いきいき運営交付金に含まれたわけなんですけど、総額 300 万円を全地区で分けると 10 万円くらいなんですか。支給というが、これは地域いきいき運営交付金に含まれるということは、総額の範囲でスポーツ事業を行えということになる

のか、それとも今までスポーツ補助金として交付されていた1地区約10万円というのは加算されて支給されるのか、どういう状況になりますか。

- A1. 地域いきいき運営交付金の中に、加算されて交付されるということになります。こちらの補助金に対する考え方が、5万円が定額で、残りが世帯数掛ける10円ということですので、多いところで19万円。少ないところで5万円ちょっとということになります。
- Q2. 公園愛護会活動助成金ですけれども、あちこちいろいろな愛護会がありますけれども、この場合については、馴染まないから困難ということでもありますけど、そもそも公園愛護会というのは、そういうものとは違った形でつくられているということなんですか。というのは、私は住民自治協議会でも公園の草取りをしたりしていますので、その辺は配慮して良いのかなと思っておりまして。
- A2. 公園愛護会は、元々この住民自治協議会と全く関係のないところでできた愛護会ございまして、自分が住んでいる近くの公園につきまして、維持管理をしていこうということで団体をつくっていただきました。それを愛護会として認定して、活動いただいているものでございます。今現在は公園の草取りを住民自治協議会で行っていただいているかもしれませんが、基本的には公園愛護会が維持管理しておりまして、地区によっては住民自治協議会の中に入っているところもあるかもしれませんが、別団体でございます。ということでご理解いただきたいと思っております。
- Q3. つまり、愛護会はいろんな地域において、自主的につくられる団体ということなんですね。住民自治協議会に入ることはふさわしくないということなんですね。あるいは、働きかけて住民自治協議会に入る場合はあり得るということなんですかね。
- A3. ふさわしくないということではなくて、元々別団体の公園愛護会を住民自治協議会に入っていたかどうかは、その地区で考えていただく問題になります。
- Q4. 選挙の関係の交付金ですが、これは住民自治協議会に交付していくことに対して検討していくことになってはいますが、私は住民自治協議会の役員が、選挙の啓発はともかくとして、投票時の立会いなどを住民自治協議会の役員がやっていくことについては、疑問がありはしないかと思いますが、まちづくりの事業として政治色を帯びる活動がしにくくなって、制限される可能性がありはしないかと思っていて、実際に投票所の立会人はどのようにして選ばれてやっているのかお聞かせいただければと思います。
- A4. おっしゃるとおりのことも考えられるわけではございますが、今現在では選挙の立会人等につきまして、投票所により若干異なってはおりますが、基本的にはその区の区長に依頼しまして、立会人を推薦していただく。あるいは明るい選挙推進活動交付金につきましては、各地区に白バラ会という中立の組織がございますので、こちらに立会人を1人推薦していただいております。
- Q5. 私どもの地区では白バラ会、明るい選挙推進協議会がありますが、区長あるいは公民館長等で構成しているんですよね。そして、その方々が住民自治協議会を兼ねていただいているのは問題かなと思うんですけど。そういうところを慎重にお願いしたいと思います。住民自治協議会の役員が立会人とか管理者になる自体がおかしいとも思うんですけどね。

A5. 参考にさせていただき、慎重に検討させていただきたいと思います。

(6) 地区まちづくり活動について

Q1. 支所と住民自治協議会が一体で仕事をしていくわけですが、その際に支所の役割として、地区活動支援担当の支所長がその任務に当たるとありますが、これまで以上に住自協は自分たちのことは自分たちでやろうとそれぞれ思いを込めて、苦労はしていますがやっております。ただ、後のことと関係するんですけれども、支所長がマネジメントをするということで、その役割はかなり大変だと思うんです。企画立案その他のことをいろいろ考えて住自協に提案をしていくと、で、協働してやっていきたいということなんですけれども。職員はもちろん減らさないということでもいく予定のようなんですけれども、役所と住自協が両輪の車でしっかりやっていくとすれば、相当に支所の体制を強めないと、住自協は高齢化も進んでいるでしょうし、仕事もだんだん増えてもいるし、ある幹部から聞いたんですが、毎年毎年やりがいがあるやればやるほど苦労もついてくるという時に、財政もそうなんですけれども、支所の中に地域支援の専門の担当者を置いて、支所長ではなくて支所長は支所長の仕事もありますので、そういうことも含めてマネジメントする仕組みをつくったらどうですか。つまり、支所の中にきちんと専門の地域支援担当を置いてやるべきじゃないかと私は思うんですけどいかがですか。

A1. 職員の配置につきましては、現在、先ほど申し上げましたとおり各支所ではばらついている状況なんですよ。住民自治協議会の支援についてもかなりばらついている。まずはそれぞれの支所でその地区まちづくり活動、行政として支所が担う部分というのは、どのぐらいの事務量でどういったことが具体的に必要となってくるのかなと実践の中で見てまいりたいと思っております。そういった中で職員の配置につきましても、実際にマネジメントをしていく中でいろいろと検討してまいりたいと思っております。

Q2. 地域によって違いはありますが、ある団地で言えば高齢化がそれこそ中山間地と一緒にだという所もありますし、公営住宅を抱えている所は区の制度そのものも成り立たないという所もあるので、そういう所も抱えた住民自治協議会の仕事は、相当苦労が伴ってくるので、そこはきちんと役所、支所がカバーしていかないといけないと思うんだよね。そういう意味でも支所の体制の強化、もう1人派遣するなど地域支援担当専門の人を置かないと長続きしないかなという心配がありますので、その辺はいかがですか。

A2. 支所長に行っていただくマネジメントの部分は、どの支所も等しくというのは基本的な考え方としてございます。各地区の実情や課題に応じた市の取組みや支援の部分については、例えば高齢化が進んでいる所に対する支援の在り方と別の地域での支援の在り方は違うものであって、それは支所長のマネジメントの上に、また更に市としてこういった形で支援をすると、乗せていくということで、地域ごとに異なる支援が必要となってくるというのは同じであると思っています。

Q3. この話は本当は都市内分権を進めていくのは役所が基本的に進めていく、それを受けてそれぞれの地域では政策を進めていくということなんですよ。本当に楽しく頑張るのは

いいですよ。皆いきいきと頑張れる仕組みづくりが必要ですので、その支援の体制は役所も支所もしっかりとやるように要望しておきます。

A3. 分かりました。

Q4. 1点目ですが、6ページの職員配置について確認ですけど、現状の支所の地区まちづくり活動の職員配置がばらつきがあるので今後は多いところは少なく、少ないところは多くというような配置の見直しということでもよろしいかということ。2点目は、協働のマネジメント機能に関して、地区活動支援担当を協働のマネージャーと位置付けるとのことなんですけど、現状の各支援担当の皆さんの活動よりも更に一步進んだものにならざるを得ないのかなと思います。そういった意味では準備の期間をなるべく短縮するとの話なんですけれども、活動の業務内容については、きちっと制度設計をして取り組んでいかないと実効性は上がっていかないと。それから3点目ですが、住民自治協議会の活動がそれぞれ地区の住民の皆さんによりいっそう浸透していくような活動を、支所としてもしていかなければならないと思うんですが、そういった地域への広報業務というのはこれまでどおりの活動で良いのでしょうか。

A4. まず1点目、6番のスライドの職員の配置については、ばらつきがある部分について標準的な人員配置を探ってまいりたいという意味でございます。2点目のマネージャーの制度設計につきましては、マネージャーそのものに位置付けるという部分と、本庁側の制度の部分があると思っています。マネジメントだけやりますよと言うだけであれば、気持ちの部分だけでできるんですが、そこをどういった形で本庁側が制度として補完していくかというのは、実際に要望をいただきながら進めながらやっていくということは相当あるのかなと感じています。それから3点目、地域の広報につきましては行政としてもありとあらゆる手段で、例えば本庁側から広報ながので広報させていただく全体的なこともありますし、支所から地域にあるいは住民自治協議会の皆さんから広報紙を使ってといった形で、ありとあらゆる手段で進めてまいりたいと思っております。

(7) 住民自治協議会事務局長の設置に対する市の財政支援について

Q1. 住民自治協議会の事務局長の問題でありますけれども、現在設置されている所が22地区ですか。未設置が10地区。2年間の実証実験を行うとありますが、事務局長が設置されている所は除外されるのか。それも含めてするのか、その辺はどうなんですかね。

A1. 現在設置されておる所も年額2万円ぐらいの活動費でやっている。あるいは賃金でやっている所と、ばらつきがございます。あくまで32地区全て平等に実証実験に参加いただけるような形で考えたいと思っています。ただ、来年度から必ず雇ってくださいということではなくて、人の関係もありますので準備が出来次第、案内させていただきたいと考えております。

Q2. 事務局長の人材の発掘ができなかった場合は、支所長がその業務を担保するということが良いですか。

A2. それは今のところ考えておりません。あくまでも住民自治協議会の皆さんに雇用をして

いただく方向。確かに人材難だというのはいろいろな所でお話をお聞きしているのですが、私も相談させていただこうとは思いますが、それを雇用ができなかった場合に支所長が肩代わりするという事は今のところ考えておりません。

Q3. 事務局長を設置して、それに対して財政支援をするのは方向性としては賛成するんですが、多分、住民自治協議会で最初にぶち当たる壁は人材だと思うんです。地域の中に事務局長になっていただける人材があればそれにこしたことはないんだけど、それを発掘していくに当たっての支援、行政側の支援というものを事務局長制度の実証実験の中で、ひとつの課題に据えて、住民自治協議会との連携をしっかりと図っていただきたいというお願いをしておきたいと思います。もうひとつは、地区のまちづくり活動を再定義をして、住民自治協議会において支所と、新たなマネジメント機能という言葉が出てきていますけれども、支所との連携において相互で協力し合ってマネジメントしていきましょうという新しい提案ですよね。従来、まちづくりを住民自治協議会が「自分たちのまちを自分たちで」という考え方において推進する母体であって、主体であったわけですが、改めて本日再定義されているんですけれども、第二期都市内分権推進計画との整合性はどのように問われるのかということ。地区まちづくりの提案があって、全体審議会で確認しましたとなると、審議会のお墨付きがあって、行政側としてはある程度住民自治協議会側と一定の強制力を持って進めていく課題として位置付けられるのかどうかを確認させていただきたいんです。

A3. まず1点目、人材の関係というのは今回ここでは書いていないのですが、どの地区からもいただいているお話だと思っています。行政としてもどういった形の方がよろしいのか、あるいは役員の皆さんとお話させていただく中で、現在の住民自治協議会の照会の中で実際に当てががありますか、あるいはどんな方を考えておられますか、というようなお話をさせていただいております。これを見させていただく中で、次の具体的なご相談に乗ってまいりたいと思っています。次に2点目、第二期都市内分権推進計画との整合の関係ですが、私どもの考え方としては、これまで進めてきた都市内分権の基本的な根幹はなんら変わらないものだと思っています。そうした中で、今回、地区まちづくり活動のマネジメント機能というものを提示させていただきましたのは、都市内分権を進めてきた中で、行政は住民自治協議会を支援してれば良いんだというような、本来の都市内分権とは違う感覚が少し広がってしまったように思える。いわゆる支援という点で見ますと、住民の皆さんが独自に行う活動の部分に関して、ここはこうではないですかといった形のご相談や支援は適当だと思っています。ただ、住民の皆さんと協働で行っていく事業については、行政もひとつの主体であるというふうに考えています。このところが今までの私どもの説明の中で、十分に浸透しなかった部分なのかと反省も含めまして、その部分を新たにマネジメントして、お見せすることによって行政としての責務を果たしていこうとするものであります。推進計画に掲げた都市内分権の基本的な姿、いわゆる自分たちの地域は自分たちでつくるんだという気概を持って取り組んでいくのには何にも変わらないことだと考えております。最後に3点目、この審議会の決定がということなんですが、先ほど事務局

長のところで申し上げました、いわゆる私ども行政と住民の皆さんの協働で進めていく都市内分権でございます。例えば審議会の中で、概ねこの方向で良いんじゃないかというお話を仮にいただいたとしても、それをもってして住民自治協議会でそういうことに決まったから進めますという説明ではなくて、審議会ではこうだご意見いただいて、私どもの考え方はこうだと考えさせていただいていると、常に協議を進めながらやっていくものだと考えております。

Q4. 今の説明で構わないんですけども、これまでの議論の流れを見ていると、事務局費の財政支援をこうしましたと、3年間かけて事務局員のフルタイム化を支援していくものですよということですね。事務局長にも新しい制度として財政支援を行っていく。これでしっかり自立を促したい、という流れだと思う。それはそれで非常に前進していると思うんですが、一方でマネジメント機能を持たせて支所と住民自治協議会との新たな関係を位置付け直すという提案があって、これが必ずしも職員減を目的にしたものではないと、あえて強調してる点に非常に逆に心配してしまいました。やはり、都市内分権を進めていくに当たっては支所と住民自治協議会との連携は不可欠な要素だと思います。やはり先ほど支所の中に支所長だけではなくて、専門的に住民自治協議会を支援し、マネジメントする役割を強化しなければならない、というご意見も出てましたけども、私も全く同感でして、是非とも審議会で意見を取りまとめるに当たって、マネジメント機能という新しい役割を再定義する過程で、支所機能が全体的に薄らいでいかせない、むしろ住民自治協議会を支援し共に担いながらというマネジメントする役割を人的にも厚くしていく。そういう役割を支所に持たせる、ということ意見をとして申し上げておきたいと思えます。

A4. どういう体制で進めていくか、少なくとも明らかにされていないわけで。今の体制を仮に前提にするならば、マネジメント機能と言っているのは説明もありましたけれども、これまでの支所の様子を見ていると従来の腰が引けてしまっているのではと、そこをもう少し踏み出してほしい。そういう程度の機能ではないかと、そういう程度と申し上げましたが、非常に重要な役割でして、その辺の兼ね合いを、一方で住民自治協議会の自主性を尊重し、一方で役所の役割とその兼ね合いが難しいですけども、まずは市の姿勢として支所が腰を引けてしまっているのならば、一歩踏み出してやりますよという意思表示をマネジメント機能という言葉で表わしてもらったと理解しております。いずれにしても、今後の支所の体制については十分に検討していかないといけないと理解しております。

Q5. いずれにしろ支所と住自協事務局一体でやる仕事ですが、経験を積まなくては駄目だとか、長すぎるとは駄目だとか、いろいろな意見は分かるのですが、ただ問題は途中で去る人で本当に住民自治の活動を発展させていく中で、ある意味集落に踏み込んでいかななくてはならなかったりして果たす役割は大きいんです。しかも年額120万円ですので、市の嘱託職員並みにはなっていませんけども、常勤とするわけだから位置付けを準公務員並みの位置付けにして、分かりませんが、職員と一体に活動を進めていかないと首尾よくいかない気がするんですが、そのあたりはどうですか。

A5. 説明の中で申し上げましたが、事務局長がどのくらいの仕事量を持つだろうかというこ

とは、現時点では想定しにくい。地域によってかなりばらつきがあるという中では、私ももどこで線を引くかというのはなかなか難しかったのですが、まずは120万円で始めてみよう、そして実証実験というのはそこからいろいろなものが生まれてくるので、その内容を見させていただきながら、ただ今のご指摘も含めながら、考えてまいりたいと思っております。

Q6. 勤務形態は地区によって違いがあつて分からないかもしれませんが、保障の関係をお願いしたい。

A6. 120万円ですとおおよそ週5日間の半日程度となります。通勤費等計算して時給1,100円から1,200円ぐらいの範囲で、ある程度勤務していただくと想定しています。

(5) 支所業務の見直しについて

Q1. 様々な視点で、今たまたま地域総合事務所構想が出ていますが、そもそも支所機能の見直しについて議会で問うた時は、どちらかといえば行政改革の視点で考えてほしいというねらいがあつて、投げかけたというふう聞いていまして、職員課からは違った切り口で答えが返ってきたり、防災の拠点はどうするのかの問いに対し、総合事務所的なものをつくらなきゃいけないことになるでしょうから。あるひとつの視点でやるかやらないか決めてしまうことは、さらに、今までの説明を聞けば、どんどん支所の機能が充実して、都市内分権を推進するために職員挙げて頑張りますと、決意表明が聞こえてくると、小さな中央集権ではなくて、まさに地域主権のイメージで市民は捉えてくると思います。これを今までの議論が行ったり来たりする中で総合事務所は凍結するというところに行き着いてしまうと、矛盾を感じてしまうようなところがあります。かと言って今までの経過を考えれば単純な総合事務所構想を進めてしまえば、また地域のいろいろな問題が出てくると思いますし、そこはここで結論付けるのは乱暴な気がするわけです。今後、都市内分権や庁舎の建設につながる気はしますが、全体的に見渡した時に地域総合事務所が良いか悪いか、やるかどうかはここで決めるのは乱暴なような気がする。会長か理事者から答弁いただきたいです。

A1. まず私の理解では地域総合事務所構想というのは、今の支所体制を変えなくては実現できないものなんですね。今度の提案は審議会で諮っておりますが、ご指摘のとおり本庁の庁舎の建て替えに伴う検討課題だと捉えています。そちらの筋からの話で本庁舎の見直しを考える上では、今の27支所体制を動かすことができないということであるならば、現在の支所体制を変えるということを前提にしている地域総合事務所構想は、凍結せざるを得ないという理屈ではないかと理解しております、その理屈に基づいてのご提案だと思つているわけです。確かに支所の問題は検討課題ではありますが、切り離せないというのはそのとおりですが、今、市が考えている見直しの手続き、基準からすると27支所体制を維持する限りは、地域総合事務所はできないので凍結したいと考えているわけです。

Q2. 地域総合事務所をどうするかという話は、当然のことながら第二期都市内分権推進計画の中で、凍結するのはいずれ出てくるのだろうとは思いますが、今日ここで決めるもので

はないと私は理解しておりますが、内容を否定しているわけではなくて、今日の議題として第二期都市内分権推進計画の見直しがあるわけではないので。今、職員課からお話があったのは、庁内の関係課長が組織の中で支所業務の見直しについて、今こういう考え方でやっていますと、関係があるから今この審議会で話があったというふうに受け止めておりますので、特別異論がなければ話を受け賜っておけば良いというのが、今日の段階ではないかと思っておりますが、事務局はそういうことではいけないですか。

A2. 今お話のとおり、第二期都市内分権推進計画では、必要に応じて検討していく中で、地域総合事務所を捉えております。従って今回見直しそのものをお願いするのではなくて、審議会の皆さんに凍結について、きちんとこの方向性を文書に改めてするならば、凍結と明確にしないと、むしろ支所と総合事務所と並び立たないものを、これからの議論に載せていくことに住民も戸惑いがあるということで、凍結という文言をここで明記したらとの計画の話を申し上げているまでです。この審議会で凍結について必要な結論をお願いしているわけではありません。まだ今後もございますし、十分ご議論いただいて、今日のところは支所の在り方について職員課から説明申し上げたということまでにしたいと思います。

Q3. 提案されたのは支所業務の見直しについてということで、その中で総合事務所構想の凍結について、ここで確認されれば必然的に凍結が生きてくるということになりませんか。今の話では、改めて議論するとおっしゃったが、それで良いんですか。

A3. 今後、審議会の中で審議していくということでご理解いただきたい。

Q4. 今後、この総合事務所構想について議論するのであれば、併わせて各支所についても総合事務所的なものに強化する必要があるんじゃないかと思うんです。一部部局の移転、あるいは業務全般を分散しないで、今の27支所それぞれそのまま移行していくことで、私は住民自治協議会と支所が一体で仕事をすることは問題あると思いますので、今後、各支所に対する強化も含めて、この問題について併わせて協議していただきたいと思います。

要するに視点が違っている面が否めないと思います。例えば行改の視点、都市内分権の地域振興部の視点、様々な視点で今回の支所業務の見直しについて見つめていかないと、やはり市民の求める結論に至らないと思う。そのあたりを含めて、決して職員課の効率というだけで物事を判断しないでほしい。

A4. プロジェクト会議の結論を申し上げましたが、この結論は市役所の中の政策会議に諮りまして、市長、副市長にも説明いたしまして、市の考え方として出しています。ただ方向性ですので、まだ具体的なものではありません。もうひとつは支所業務の充実とか見直しについて市民サービスの充実とかいろいろ話が出ていますが、少し分類して分かりやすくしようと、課題を出したものです。その中で地区まちづくりの部分、地域振興部が担っている部分、住民自治活動の協働の部分でありまして、ここの中で避けて通れないのが総合事務所構想、これも計画にございますので、この扱いをどうするかということで出てきたものであります。今回、提案をさせていただいたわけでありまして、あくまで方向性であり、いろいろな議論があつてしかるべきであろうと考えております。

Q5. 凍結という言葉の真意を確認しておきたいんですが、私ども当初の都市内分権構想では、

住民自治協議会の設立と総合事務所を設立して、いくつかの支所を括った総合事務所に責任を持たせて進めるという構想に夢を抱いていたわけですが、本来ならこの総合事務所の問題は本庁舎の建て替え方針の決定の前に議論すべきだったと思うんですが、凍結というのはこの問題をもう議論しない、審議しないということなのか、今の話の中でははっきりしないのだが、そのあたりをはっきりさせておいていただきたい。

A5. 当面と言いますか、時期を定めない凍結でお願いできればと思います。解凍する時期もあるかもしれませんが、しかし、それには住民の合意も必要でしょうし、今の支所の在り方も影響していくということも踏まえながら進めていかなければいけないと思っています。

その他

Q1. (3)の決算等に関する資料の中で、円グラフだけが出ているわけで、金額が分からないので、できれば入れていただきたい。

A1. 次回の住民自治協議会連絡会で数字を入れたものを提出したいと思います。